

「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）（抜粋）
— 国家戦略特区関係 —

第 I 総論

3. 成長戦略をどう実現していくか

(2) 「国家戦略特区」を突破口とする改革加速

日本経済を中長期的な成長軌道に乗せていくためには、成長戦略を着実に実施し、浸透させていく、地道な努力が不可欠である。一方で、日本が本気で変革する姿勢を内外にアピールし、本当に物事を動かしていくためには、スピード感をもって規制・制度改革やインフラの整備を実現してみせる必要がある。

このためには今回の成長戦略に盛り込まれた施策を迅速かつ確実に実施していくことが基本であるが、新たな手法として、内閣総理大臣主導で、国の成長戦略を実現するため、大胆な規制改革等を実行するための突破口として、「国家戦略特区」を創設することとする。この「国家戦略特区」では、国・自治体・民間の各主体が対峙するのではなく三者一体となって取り組む案件であって、これまでの特区では実現が期待できなかった、世界からの投資を惹きつける程度にインパクトのあるものに限って対象とし、スピード感を持って実現していく。

内閣総理大臣を長とする「国家戦略特区諮問会議」や大臣・首長・民間事業者からなる特区ごとの統合推進本部の設置など、特区をトップダウンで進めるための体制を速やかに確立する。

第 II. 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン～ヒト、モノ、カネを活性化する～

5. 立地競争力の更なる強化

① 「国家戦略特区」の実現

産業の国際競争力の強化等を目的とした総合特区等の従来の特区制度は、地域の発意に基づく制度であり、より一層スピード感をもって強力に、世界の企業が日本に投資したくなるようなビジネス環境を作るためには、国の成長戦略に基づき、内閣総理大臣主導で、民間の力を活用しながら、集中的な取組を行うことが必要である。

このため、地域における取組を踏まえつつ、国家戦略の観点から、内閣総理大臣主導の下、大胆な規制改革等を実行するための強力な体制を構築して取り組む「国家戦略特区」を創設する。

同特区は、規制改革の実験場として突破口を開くことを目的とする。このため、国の経済成長に大きなインパクトを与えるものであって、国・地方自治体・民間の各主体が対峙するのではなく三者一体となって取り組むプロジェクトを対象とする。同特区の数は国家戦略として必要な範囲に限定する一方、大胆な規制・制度改革を行い、こうした制度設計に応じた税制措置を検討の上、必要な措置を講じる。

なお、従来の特区制度やこれと相互に連携している環境未来都市などの施策については、今後とも継続して着実に進めていく。また、成長著しいアジア市場に最も近接する位置にある沖縄について、国家戦略として、特区制度の活用も図りつつ、その振興策を総合的・積極的に推進する。

○ 「国家戦略特区ワーキンググループ」での検討等

- ・地域活性化担当大臣の下の「国家戦略特区ワーキンググループ」において、制度設計や具体的なプロジェクト、規制改革項目の選定等を行い、本年夏までに方針を固める。
- ・これを受けて、国・地方・民間からなる統合推進本部を立ち上げるとともに、速やかに国会において所要の法的措置を講じる。
- ・「国家戦略特区」が取り組むべき課題として、例えば、「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点整備」といった観点から、特区内における特例措置はもとより、全国で適用される規制・制度改革項目の積極的な活用や重要インフラの整備なども組み合わせ、成長の起爆剤となる世界で一番ビジネスがしやすい環境を作り上げる。
- ・そのような視点で、現在、国家戦略特区ワーキンググループで検討している、優先的に取り組むべき規制・制度改革項目等を例示すれば、以下のとおりである。

① 都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し

国際都市形成にあたり、都心居住の環境整備を加速化するため、都市計画決定権限を有する地方自治体のみならず、国が自ら戦略的に都市計画を主導する地域を設け、都心におけるマンション建設に際し、オフィスビルに容積を移転するなど、これまでとは次元の異なる対策を、前述の特区制度設計と併せて速やかに講ずる。

② 外国医師による外国人向け医療の充実

外国医師の医療行為として研修目的のみを認めている「臨床修練制度」について、教授・臨床研究目的の追加や期間の延長を認めることなどの見直しを全国的に行うための法案について、医療法等改正法案の一部として今年度中に提出する。

また、併せて、質の担保を確保しつつ、特区における外国人向け医療の充実を図ることを検討する。

③ インターナショナルスクールに関する設置認可条件等の見直し

いわゆるインターナショナルスクールについて、外国人が就労するに当たって重要視する要素の一つである子どもの教育環境の充実の観点から、校地・校舎の所有要件の緩和など、国内での設置を困難にしているルールの見直しを強力に推進する。

④ 研究者等への労働契約法をめぐる課題に関する検討

労働契約法の若手研究者のキャリア形成に対する影響を懸念する指摘もあることから、研究現場の実態を踏まえ、研究者等のキャリアパス、大学における人事労務管理のあり方など労働契約法をめぐる課題について関係省が連携して直ちに検討を開始し、1年を目途に可能な限り早急に結論を得て、必要な措置を講じる。

⑤ 首都圏空港の機能強化と都心アクセスの改善

今年度末の羽田空港の国際線3万回増枠、来年度中の成田空港の30万回化を着実に実施しつつ、首都圏の各空港の地方路線と海外路線との接続を改善するなどの更なる機能強化を検討するとともに、都心と両空港とのアクセス改善に向けて、既設の鉄道の活用や都心部における大深度地下の利用などによる都心直結線の整備に向けた検討を進める。

⑥ 公立学校運営の民間への開放

公立学校で多様な教育を提供する観点から、公立学校運営の民間開放（民間委託方式による学校の公設民営等）が有効な方策となり得ることを踏まえ、少なくとも特区において、こうした民間開放を柔軟に行うことについて、速やかに検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。

○特区推進体制の整備

- ・内閣総理大臣を長とする「国家戦略特区諮問会議」の設置や国家戦略特区担当大臣の任命など、特区をトップダウンで進めるための政府体制を速やかに確立する。